

# 住宅改造助成事業『一般型』ご利用の手引き

みなさんが、住みなれたところで、できるだけ長く暮らしていただくために、お住まいになっている住宅の将来に備えたバリアフリー改造を支援する制度です。

## 目次

1	助成対象者	2
2	手続きを行える方	3
3	申請期間	3
4	耐震診断報告書	3
5	助成額	4
6	助成対象工事・助成対象限度額	5
7	申請から助成までの流れ	7
8	助成対象工事注意事項	8

## 助成制度のお問合せ・申請について

**申請手続は、直接窓口にご提出ください。郵送での受付は行っていません。**

担当窓口：西宮市役所 都市局 都市計画部 すまいづくり推進課  
住所：西宮市六湛寺町10番3号（西宮市役所 南館3階）  
業務時間：平日 9:00～12:00 13:00～17:30  
(祝日・年末年始を除く)  
電話番号：0798-35-3761  
F A X：0798-34-6638

## 1, 助成対象者

### ① 以下の条件をすべて満たす世帯

- 西宮市内に居住中で、助成対象者本人が住む住宅をバリアフリー改造しようとする世帯
- 申請書の提出時点で、満 65 歳以上の方がいる世帯
- 世帯全員が要支援または要介護認定や、身体障害者（療育舎）手帳を受けていないこと
- 世帯ではじめての住宅改造助成事業の利用であること  
(本助成の利用は、各世帯で 1 回限り。過去に受けたことがあれば利用できません)
- 世帯の生計中心者の前年分の収入(所得) が、**給与収入のみの場合 800 万円以下(給与収入)、給与収入のみ以外の場合 600 万円以下(所得金額)**である

#### ※収入（所得）についての注意事項

- 申請日より 3 か月以内に交付された市民税・県民税課税証明書により確認します
- 所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得、山林所得は所得金額に含みません

### ② あんしん賃貸住宅の登録を受けている既存民間賃貸住宅のうち、高齢者世帯又は、障害者世帯を受け入れることとしている住宅の所有者

#### ※あんしん賃貸住宅とは

高齢者等の入居を受け入れることとして兵庫県に登録された賃貸住宅のことを言います。  
制度について詳細は以下の窓口にお問い合わせください。

[窓口] 兵庫県居住支援協議会事務局（ひょうご住まいサポートセンター）

電話番号：078-360-2536 F A X：078-360-2794

E-mail：[support@hyogo-jkc.or.jp](mailto:support@hyogo-jkc.or.jp)

### ③ 以下の住宅は助成対象外となります。

- 住宅の建替えや、新築・中古の住宅を購入される場合
- 公営住宅
- 他の補助制度と併用して工事を行う住宅
- 助成決定を受ける前に工事契約を行った住宅

## 2, 手続きを行える方

- 申請者ご本人、ご家族、施工業者のいずれかの方。  
※申請者は原則生計中心者で、かつ施工業者と工事契約を行う方とします。  
※申請者ご本人以外の方が手続きを行う場合は、委任状が必要です。

## 3, 申請期間

- 申請書受付は、毎年4月1日より開始し予算がなくなり次第、または11月末日で終了します。
- 完了届は、申請年度の1月末日までに提出してください。  
※期日までに提出できない場合は、助成金をお支払いできない場合があります。
- 開始日、期日が閉庁日である場合は、翌日以降、直近の開庁日とします。

受付の開始・終了は市ホームページで確認してください

西宮市 住宅改造 一般型

検索

## 4, 耐震診断報告書

- ① 昭和56年（1981年）5月以前に着工された戸建て住宅にお住まいの世帯は、耐震診断報告書が必要となります。完了届出書提出時に併せて提出してください。

以下の住宅に該当する場合、耐震診断報告書は必要ありません

- マンションや長屋
- 店舗兼用住宅などで住居部が延べ面積の半分以下の場合。
- 次の工法を用いている場合（証明できる書類が必要）
  - ア 枠組壁工法（ツーバイフォー工法など）
  - イ 丸太組工法
  - ウ 「建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法

② 耐震診断報告書は以下の方法で作成できます

**A. 市の簡易耐震診断推進事業を利用する場合**

- 費用の一部を市が助成しています。
- 申請から報告書作成までに2か月以上かかります。ただし年度内の予算がなくなり次第終了となるため、その場合は **B.民間の耐震診断**の方法で報告書を作成していただく必要があります。

[窓口] 西宮市役所 都市局 建築・開発指導部 建築指導課  
住所： 西宮市六湛寺町10番3号 (西宮市役所 南館2階)  
電話番号： 0798-35-3705

**B. 民間の耐震診断を利用する場合**

「わが家の耐震診断」・「一般診断法」・「精密診断法」等のうちいずれかを受けてください。ただし、耐震診断に係る費用の助成はありません。

- 簡易耐震診断員名簿のうち西宮市周辺の建築士事務所をリストアップしたものから任意に依頼する方法
- 簡易耐震診断ができる施工業者に依頼する方法

**5. 助成額**

助成額については以下のとおりです。また、助成対象工事及び改造箇所毎の助成対象限度額については次ページの**助成対象工事・助成対象限度額**をご確認ください。

助成対象工事費の合計	助成額
75,000 円以上 ~150,000 円未満	40,000 円
150,000 円以上~300,000 円未満	75,000 円
300,000 円以上~600,000 円未満	150,000 円
600,000 円以上~900,000 円未満	250,000 円
900,000 円以上	300,000 円

※ 上記表に加えて、簡易耐震診断を行った場合は、木造住宅で 1,000 円、非木造住宅で 2,000 円助成いたします。

## 6. 助成対象工事・助成対象限度額

① 必須工事 ②か④のどちらかの工事を必ず行ってください。

②「2箇所以上の手すり設置」	各改造箇所の <b>○印</b> の工程を2箇所以上選択すること。(整備済を含む)
④「屋内の全ての段差解消」	各改造箇所の <b>◎印</b> の全ての段差解消工事を行うこと。(整備済を含む)

② 助成対象工事は以下のとおりとなります。

改造箇所	助成対象工事		助成対象限度額 (円) ※箇所毎
	工 種		
浴室・洗面所	浴室出入口の段差解消 ◎ (1)or(2)どちらか選択 ※ 別図(8頁)参照	(1) 浴室床面のかさ上げ (2) すのこの設置	400,000
	○ 手すりの取付け(浴槽の出入り用手すりは必須) ※ 取付け位置は別図(8頁)参照		
	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 ※ 有効開口幅 65cm 以上		
	中折れ戸・引き戸への取替え		
	サーモスタット式混合栓、レバー式水栓等への取替え		
	浴槽の取替え ※ 洗い場床～浴槽縁 段差 35～45cm 程度		
	ドアガラスのプラスチックガラス等への取替え		
	非常用ブザーの取付け		
	浴槽への介助用電動吊具の取付け ※ 移動式を除く		
	浴室へのシャワーの取付け ※ 給湯器の設置および配管を含む		
	カウンター型洗面台への取替え ※ 車いす対応のもの		
	◎ 洗面所の段差解消のための床の張り替え		
	洗面所の段差解消のための開き戸(レバーハンドル等が設置されているものに限る)の取替え、または段差解消のための引き戸の取替え		
	位置表示灯付照明スイッチまたはワイド形照明スイッチへの取替え		
便所	高年齢者対応型バスユニット設置 ※ 以下の6項目を全て満たす改造を行うこと。 □ 出入口段差解消 □ 出入口有効開口幅 65cm 以上 □ 中折れ戸・引き戸 □ 手すり設置 □ 洗い場床～浴槽縁 段差 35～45cm 程度 □ サーモスタット式混合栓、レバー式水栓等		300,000
	○ 手すりの取付け		
	和便器から洋便器への取替え・洋便器の設置(既存の洋便器の取替えは除く)		
	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 ※ 有効開口幅 75cm 以上		
	引き戸への取替え		
	ドアノブのレバーハンドル等への取替え		
	暖房便座用電源コンセントの設置		
	非常用ブザーの取付け		
	人感センサー機能付便器洗浄装置の取付け		
	手洗いの人感センサー機能付き水栓への取替え		
	◎ 段差解消のための床の張り替え		
	段差解消のための開き戸(レバーハンドル等が設置されているものに限る)の取替え、または段差解消のための引き戸の取替え		
	人感センサー照明スイッチへの取替え		
	位置表示灯付照明スイッチまたはワイド形照明スイッチへの取替え		

改造箇所	助成対象工事		助成対象 限度額(円) ※箇所毎
	工 種		
玄関	○ 手すりの取付け	(1) 上がりかまちの手すり	200,000
		(2) 玄関から道路までの通路への手すり（通路の整備のみでも可）	
	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 ※ 有効開口幅 75cm 以上		
	上がりかまちの段差解消のための式台の設置		
	ドアノブのレバーハンドル錠等への取替え		
	濡れても滑らない床材料への取替え		
	開き戸式の場合のドアクローザーの設置		
	玄関から道路までの通路の段差解消 ※ スロープ化または階段昇降機の取付け		
	玄関から道路までの通路への足元灯の設置		
	上がりかまち部分の足元灯の設置		
	人感センサー照明スイッチへの取替え		
位置表示灯付照明スイッチまたはワイド形照明スイッチへの取替え			
廊下・階段	階段部の踏面・踊り場への滑り止めの取付け		100,000
	○ 手すりの取付け		
	足元灯の設置		
	三路スイッチの取付け		
	階段昇降機の取付け ※ 1 階に高齢者等の居室を作れないなどやむを得ない場合に限る		
	階段の蹴込み板の取付け		
	◎ 段差解消のための廊下の床の張り替え		
人感センサー照明スイッチへの取替え			
位置表示灯付照明スイッチまたはワイド形照明スイッチへの取替え			
居室	出入口の段差解消		100,000
	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 ※ 有効開口幅は 75cm 以上		
	畳からフローリングへの床の張り替え		
	冷暖房用スリーブの設置		
	冷暖房用電源コンセントの設置		
	開き戸から引き戸又は折りたたみ戸への改造		
	◎ 段差解消のための床の張り替え		
段差解消のための開き戸(レバーハンドル等が設置されているものに限る) の取替え、または段差解消のための引き戸の取替え			
位置表示灯付照明スイッチまたはワイド形照明スイッチへの取替え			
台所	レバー式水栓等への取り替え(混合式も可)		100,000
	流し台の改造 ※ 車いす対応のもの		
	ドアノブのレバーハンドル等への取替え		
	◎ 段差解消のための床の張り替え		
	段差解消のための開き戸(レバーハンドル等が設置されているものに限る) の取替え、または段差解消のための引き戸の取替え		
位置表示灯付照明スイッチまたはワイド形照明スイッチへの取替え			

※注意事項

- 既に整備されているもの（経年劣化や破損など）を新しく取り替える工事は助成対象工事となりません。

7, 申請から助成までの流れ

助成申請

- 申請書ひな形は、すまいづくり推進課窓口または、市のホームページからダウンロードできます。
- 施工業者・工事内容を決定し見積もりを依頼します。
- 申請書(指定書式による)に必要な書類を添えてご申請ください。
- 施工業者、あるいは申請者(ご家族含む)が提出できます。
- 昭和56年(1981年)5月以前に着工の戸建住宅に居住中であれば、耐震診断を受けることが必要となる場合があります。詳細につきましては事前にお問い合わせください。

助成決定通知

- 申請後1~2週間で助成の可否と助成金額が決定します。
- 市から申請者に「住宅改造等工事助成決定通知書」を郵送にて送付致します。施工業者にも市から連絡します。

変更・中止

- **工事内容・工事金額を変更、または中止する場合は必ずご連絡ください。**変更または中止の手続きが必要になる場合があります。
- 市にご相談なく工事内容や施工業者を変えて工事を行うと本助成を受けることができない場合があります。

契約・工事実施

- 施工業者と工事契約等を結び、工事に着手してください。
- 工事契約は申請者と同一名義で行ってください。
- 助成金の決定通知が届く前に契約・工事を行うと、本助成を受けることはできません。

工事完了届の仮提出

- 工事完了届(指定書式による)を窓口、郵送、FAX、メール等で提出してください。
- 提出〆切は申請年度の1月末までです。期日までに提出できない場合には、助成金をお支払できないことがあります。

現地調査

- 工事完了届の仮受付後に現地調査の日程調整を行います。
- 申請者の立会いのもと、市職員が工事完了箇所の確認を行います。
- 調査の結果、助成内容の変更申請をお願いする場合があります。

工事完了届等の提出

- 工事完了届(指定書式による)に必要な書類を添えて提出してください。
- 仮提出時に工事完了届の原本を提出している場合、工事完了届の提出は不要です。
- 耐震診断報告書の提出が必要な方は工事完了届に添えて提出してください。

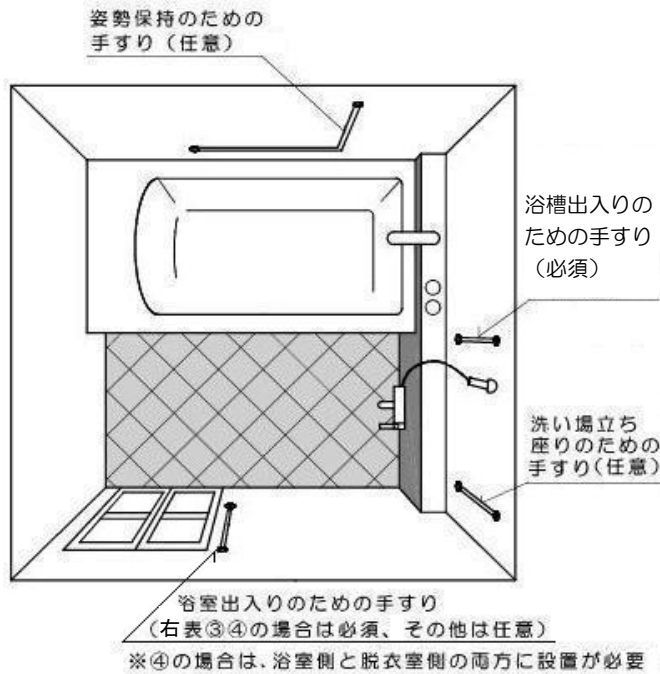
助成金の支払い

- 工事完了届提出後、一か月以内をめぐり、指定口座に助成金が振り込まれます。ただし、振り込みのお知らせは行っていません。



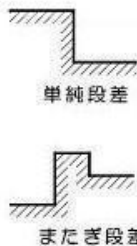
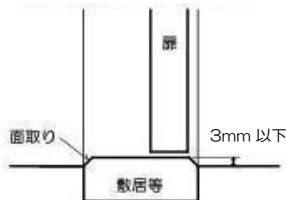
## 8, 助成対象工事注意事項

### 浴室の手すりの設置及び段差解消方法



#### 【補足説明】

段差とは3mmを超えるものとし  
下図の場合は段差とみなさない。



#### 高齢者対応型のバスユニットに改造する場合

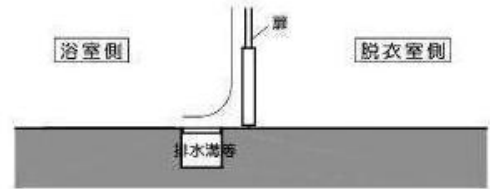
浴室の改造で、高齢者対応型のバスユニット等に改造する場合に、部位別に工事費を分けるのが困難なときは、助成対象工事見積書[浴室・洗面]の「高齢者対応型バスユニット設置」の欄に工事費を記入してください。

(注) 高齢者対応型バスユニットとは、下記の項目に該当すること

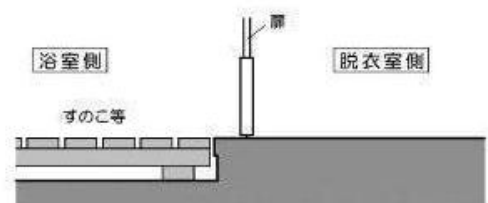
- ・浴室出入口が段差解消されていること
- ・浴室出入口の有効開口幅が65cm以上確保されていること
- ・中折れ戸あるいは引き戸であること
- ・浴槽をまたぐ際につかまるための手すりが設置されていること
- ・洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さが35～45cm程度であること
- ・サーモスタット式混合栓、レバー式水栓等であること

### 助成対象工事

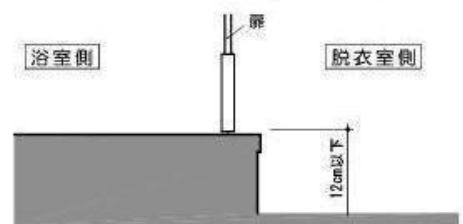
#### ①段差なし



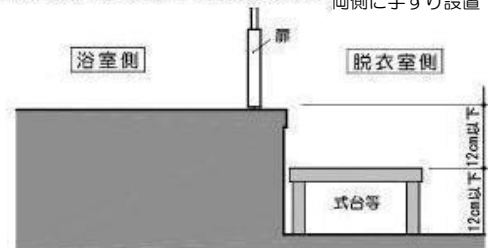
#### ②段差なし(すのこ等)



#### ③単純段差(12cm以下) + 浴室側か脱衣室側のどちらか一方に、手すり設置



#### ④単純段差(12cmを超える) + 浴室側と脱衣室側の両側に手すり設置



### 助成対象工事になりません

#### ⑤またぎ段差





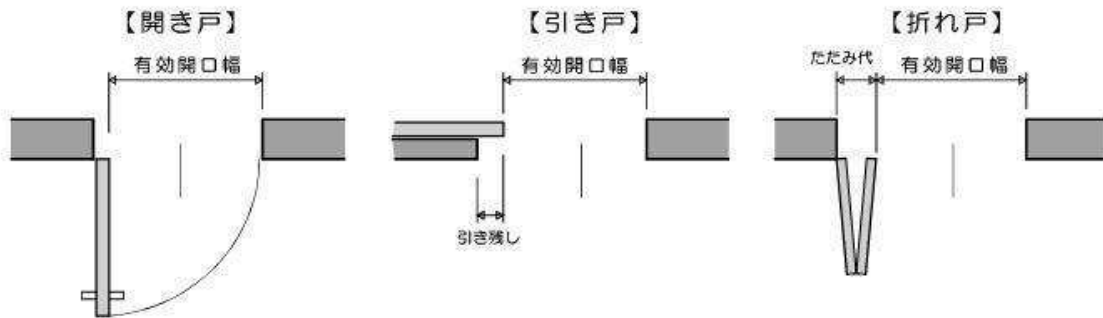
## 建具の開口寸法

『開口幅の確保のための間仕切り壁改修』については、下表の必要有効開口幅以上を確保できる場合にのみ助成対象とする。

必要有効開口幅【mm】

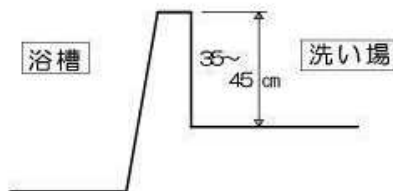
浴室	洗面所	便所	玄関	居室
650	750	750	750	750

有効開口幅とは、建具を開放したときに実際に通過できる幅員をいう。ただし、建具を操作するための取っ手の突出寸法は除外してもよい。



## 浴槽またぎ高さ

浴槽の取り換えを行う場合は、原則下図で示すまたぎ寸法とすること。

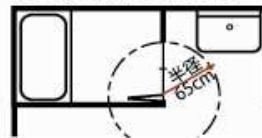


## 浴室出入口の有効開口幅

脱衣室から浴室出入口の動線が65cm以上確保されていること。

### 助成対象工事

浴室出入口の有効開口幅が65cm以上確保されている



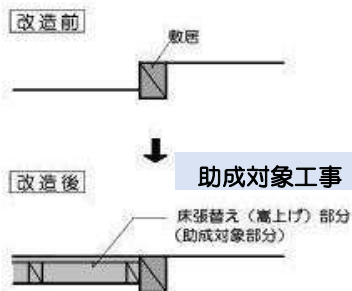
### 助成対象工事になりません

浴室出入口の有効開口幅が65cm以上確保されていません

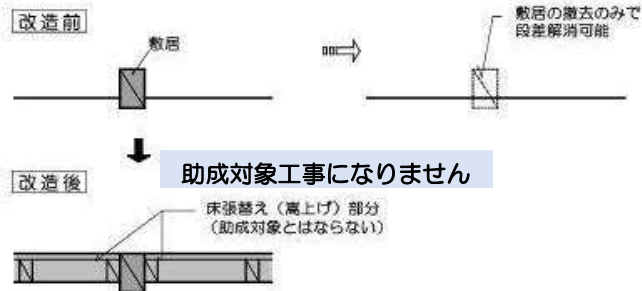


## 床の段差解消

『段差解消のための床の張り替え』とは、下図の①のような場合を助成対象としており②のように敷居のみを撤去・補修すれば段差解消が行えるにもかかわらず、全面的に床を張り替えるもの等については、助成の対象としない。



【図①】



【図②】